

〔 年分 〕

⑥外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

氏名

外国金融子会社等の名称		1	事業年度		2	:	:
外国金融子会社等の区分		3	外国金融機関 ・ 外国金融持株会社等				
金融子会社等部分適用対象金額及び金融子会社等部分課税対象金額等の計算							
(35) + (45) + (76)		4	(4) + (7)		8		
(55) (マイナスの場合は0)		5	金融子会社等部分適用対象金額 ((8)と(26)のいずれか多い金額)		9		
金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額 「78の計」		6	請求権等勘案合算割合		10	%	
(5) - (6)		7	金融子会社等部分課税対象金額 (9) × (10)		11	(円)	
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算							
外 国 金 融 子 会 社 等 本 持 分 相 当 額 な 水 準 の 資 本 に 係 る 所 得	親 会 社 等 資 本 持 分 相 当 額 な 水 準 の 資 本 に 係 る 所 得	事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	12	固 定 資 産 の 貸 付 け に 係 る 収 益	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	27	(次ページに続きます。)
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額	13		(27)のうち主としてその本店所在地において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額((30)に該当するものを除く。)	28	
		(12) - (13) (マイナスの場合は0)	14		(27)のうちその本店所在地にある不動産及び不動産の上に存する権利の貸付けによる対価の額((30)に該当するものを除く。)	29	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている利益剰余金の額 (零を下回る場合はその零を下回る額)	15		(27)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額	30	
		当該事業年度以前の各事業年度において利益剰余金の額を減少して資本金の額等を増加した場合のその増加した金額	16		(27) - ((28) + (29) + (30))	31	
		事業年度終了時における貸借対照表に計上されている特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等の株式等の帳簿価額	17		(31)に係る直接費用の額の合計額((33)に該当するものを除く。)	32	
		外国金融機関である場合 (14) - ((15) + (16)) (マイナスの場合は0)	18		(31)に係る償却費の額	33	
		外国金融持株会社等である場合 (14) - ((15) + (16) + (17)) (マイナスの場合は0)	19		(32) + (33)	34	
			19		(31) - (34) (マイナスの場合は0)	35	
			19		償却費計算上の適用法令	36	
事業年度終了時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 (12)		20					
再保険契約に伴い積み立てないこととした責任準備金に相当するものの額及び支払準備金に相当するものの額の合計額		21					
(20)又は((20) + (21))		22					
(18)又は(19) (22)		23	%				
(23)が70%を超える場合	本店所在地の法令に基づき下回ることのできない資本の額の2倍に相当する金額	24					
	((18)又は(19)) - (24) (マイナスの場合は0)	25					
	(25) × 10%	26					

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

特定所得の金額の計算（続き）

（外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分）

無形資産等の使用料の合計額		37			税引後当期利益の額	56	
無形資産等の使用料の許諾に係る収益	(37)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料	38	異	常	支払を受ける剰余金の配当等の額の合計額	57	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料	39			受取利子等の額の合計額	58	
	(37)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料	40			有価証券の貸付けによる対価の額の合計額	59	
	(37) - ((38) + (39) + (40))	41			有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額	60	
	(41)に係る直接費用の額の合計額((43)に該当するものを除く。)	42			(60)に係る原価の額の合計額	61	
	(41)に係る償却費の額	43			デリバティブ取引に係る損益の額	62	
	(42) + (43)	44			外国為替差損益の額	63	
	(41) - (44) (マイナスの場合は0)	45			その他の金融所得に係る損益の額	64	
	償却費計算上の適用法令	46			本邦法令・外国法令	保険所得の金額	65
	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	47			所得	固定資産(無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額	66
(47)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額	48	支払を受ける無形資産等の使用料の合計額	67				
(47)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額	49	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額	68				
(47) - ((48) + (49))	50	(68)に係る原価の額の合計額	69				
(47)に係る原価の額の合計額	51	(57) + (58) + (59) + ((60) - (61)) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + ((68) - (69))	70				
(51)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	52	(56) - (70) (マイナスの場合は0)	71				
(51)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額	53	所得控除の金額	総資産の帳簿価額	72			
(50)に係る直接費用の額の合計額	54	人件費の額	73				
(50) - ((51) - (52) - (53)) + (54)	55	減価償却費の累計額	74				
		金額	((72) + (73) + (74)) × 50%	75			
			(71) - (75) (マイナスの場合は0)	76			
金融子会社等部分適用対象損失額の内訳							
事業年度	控除未済金融子会社等部分適用対象損失額	当期控除額	翌期繰越額 (77) - (78)				
	77	78	79				
・							
・							
・							
・							
・							
・							
・							
計							
当期分							
合計							

**外国金融子会社等に係る金融子会社等部分適用対象金額
及び特定所得の金額等の計算に関する明細書**

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第8項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「請求権等勘案合算割合10」は、租税特別措置法施行令（以下「措法令」といいます。）第25条の19第2項第1号（課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(20)又は((20)+(21))22」は、部分対象外国関係会社（措法第40条の4第8項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいいます。以下同じです。）が保険業を行う部分対象外国関係会社に該当する場合には「(20)又は」を消し、その他の場合には「又は((20)+(21))」を消します。
- 4 「24」から「26」の各欄は、「23」の割合が70%以下である場合には、記載を要しません。
- 5 「(27)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額30」は、「⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」の記載要領16に準じて記載します。
- 6 「(37)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料38」、
「(37)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料39」及び
「(37)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料40」には、それぞれ措法令25の22の3第20項第1号、第2号及び第3号に規定する使用料（これらの規定に該当する使用料であることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限ります。）の額を記載します。
- 7 「総資産の帳簿価額72」は、「⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」の記載要領18に準じて記載します。
- 8 「減価償却費の累計額74」は、「⑤外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書」の記載要領19に準じて記載します。
- 9 居住者が措法第40条の7第8項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。